

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

中小企業庁セーフティネット保証5号の業種指定に係る問い合わせ窓口の周知について

平素より国土交通行政の推進に御協力いただき厚く感謝申し上げます。

このたび、建設工事受注動態調査の統計データに関して、中小企業庁が所管する「セーフティネット保証5号」(※)の業種指定に使用している統計データに疑義が生じています。

従来、セーフティネット保証の業種指定には「建設工事受注動態統計」を使用して業種ごとの業況を把握し、業種指定を検討する形となっていました。当該統計の数値に疑義が生じたため、18業種については、指定を受けられるかどうかの判断が通常の指定より遅れております。

つきましては、昨年12月28日付で国交省からプレスリリースしておりますとおり(別紙)、本件に係るお問い合わせ窓口を開設しておりますので、特に指定に空白期間が生じている18業種に属する企業の皆様で、資金繰りについてお困りの方も含めてご利用いただけますよう、会員企業の皆様に周知方お願い申し上げます。

なお、業種指定の判断が見送られている18業種に属する事業者については、資金繰りに支障をきたすことのないよう、特に丁寧な資金繰り相談に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底する旨、中小企業庁等から政府系金融機関に要請がなされております。

(※) 業況が悪化していると中企庁が認めた業種について、融資額の80%を保証する制度です
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

【お問い合わせ窓口】

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

電話：03-5253-8281(直通)

須貝、若穂 囲、萬 (内線 24824、24844、24864)

(指定が遅れている18業種)

土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業(型枠大工工事業を除く)、型枠大工工事業、鉄筋工事業、塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)、道路標示・区画線工事業、床工事業、内装工事業、はつり・解体工事業、他に分類されない職別工事業、電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)、有線テレビジョン放送設備設置工事業、信号装置工事業、道路標識設置工事業

別紙 国土交通省プレスリリース

令和3年12月28日
不動産・建設経済局建設市場整備課

同時発表：中小企業庁

建設業関連業種に係るセーフティネット保証5号の対象業種の指定について (令和4年1月1日～同年3月31日分)

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、中小企業庁において、令和4年1月1日～同年3月31日分の対象業種の指定予定が、建設業関連業種も含め、公表されました。

「建設工事受注動態統計調査」の不適切な処理に関する問題が発生したことを踏まえ、一部の業種については、今後、追加指定が行われる可能性があります。

建設業関連業種に係る令和4年1月1日から同年3月31日までのセーフティネット保証5号の対象業種については中小企業庁より公表されましたのでご案内いたします。

セーフティネット保証5号の業種指定に関し、「建設工事受注動態統計調査」の統計データを業種指定の根拠として中小企業庁に提供しておりましたが、不適切な処理に関する問題が発生したことを踏まえ、国土交通省より代替的なデータを中小企業庁に提供した結果、建設業関連業種49業種（日本標準産業分類に基づく業種）のうち、8業種が指定されることとなりました。

なお、一部の業種については、今後、国土交通省から中小企業庁に対して代替的なデータの提供を行う予定であり、追加指定が行われる可能性があります。

具体的な業種については別紙をご参照ください。

別紙 建設業関連業種における令和4年1月1日から同年3月31日までのセーフティネット保証5号に係る指定業種等

【問い合わせ先】

不動産・建設経済局 建設市場整備課 須貝、若穂囲、萬（内線 24824、24844、24864）

Tel : 03-5253-8111（代表） 03-5253-8281（直通） FAX : 03-5253-1555

【12月28日付で中小企業庁において指定を受けた業種（8業種）】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	
721	とび工事業
722	土工・コンクリート工事業
723	特殊コンクリート工事業
792	金属製建具工事業
793	木製建具工事業
794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
795	防水工事業
892	熱絶縁工事業

【今後追加指定が行われる可能性がある業種（18業種）】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	
621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
631	舗装工事業
641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
651	木造建築工事業
661	建築リフォーム工事業
711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)
712	型枠大工工事業
732	鉄筋工事業
771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
772	道路標示・区画線工事業
781	床工事業
782	内装工事業
796	はつり・解体工事業
799	他に分類されない職別工事業
821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
823	信号装置工事業
893	道路標識設置工事業

※この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。